

豊川市監査公表第9号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成31年4月15日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	鈴木 篤 男
同	富 田 潤

【別紙】

定期監査結果に基づく措置通知書（総務部契約検査課）

監査実施期間 平成30年 9月12日から  
平成30年11月 2日まで

豊川市監査公表第33号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 各課が単年度で契約している業務委託に関して、経費節減や事務の効率化の観点から、長期継続契約への変更の可能性について全庁的に検討されたい。</p>	<p>(検討事項)</p> <p>1 毎年度1月に、各課に対し、長期継続契約の推進について通知を行っている。</p> <p>平成30年度については、平成31年1月11日付け「3月補正により年度内の入札（見積）が必要な案件及び平成30年度入札・見積依頼伺書提出期限並びに長期継続契約の推進について」において、長期継続契約が可能な案件については、可能な限り長期継続契約での発注をお願いする通知を行った。また、同年1月15日付け「長期継続契約にかかる入札事務について」において、長期継続契約が可能か判断に迷う場合は、契約検査課へ相談されたい旨を記載した。</p> <p>さらに、契約検査課へ入札依頼のあった案件のうち、長期継続契約が可能と見込まれるものについては、担当課へ個別に投げかけを行っており、平成30年度まで4月1日に単年度で契約締結していた案件で、平成31年度から長期継続契約とした案件は7件となっている。</p> <p>次年度は、上記の対応と併せて、長期継続契約が可能と見込まれる案件の抽出を行って担当課に示し、平成32年度の予算編成時に検討を行うよう周知を図り、長期継続契約としないと判断された案件については、その理由を把握し、長期継続契約制度のさらなる推進の可能性について検証したい。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成31年4月5日現在のものである。